

一般社団法人 北陸信越貸切バス適正化センター
適正化事業諮問委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人北陸信越貸切バス適正化センター（以下「この法人」という）が、道路運送法第43条の17の規定に基づく適正化事業諮問委員会（以下「諮問委員会」という）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(諮問委員会の委員)

第2条 この法人に適正化事業諮問委員会の委員（以下「諮問委員」という）4名以上を置く。

2 諮問委員は、貸切バス事業者が組織する団体が推薦する者、貸切バス事業の用に供する自動車の運転者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及び貸切バス事業の利用者のうちから、北陸信越運輸局長の認可を受けて、会長が任命する。

3 諮問委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 任期中に退任した諮問委員の補欠として選任された諮問委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 諮問委員のうち、1名を諮問委員長とし、諮問委員の互選により選出する。

(議 長)

第3条 諮問委員会の議長は、諮問委員長がこれに当たる。

(諮問事項)

第4条 会長は次の事項について、あらかじめ諮問委員会に諮らなければならない。

- (1) 貸切バス事業者の負担金の額及び徴収方法
- (2) 適正化業務に係る事業計画及び収支予算並びに資金計画
- (3) 適正化業務に係る事業報告及び決算
- (4) その他適正化事業の重要事項

2 諮問委員は、諮問委員会において、会長の諮問に応じ適正化事業の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を会長に述べることができる。

(招集等)

第5条 諮問委員会は会長が必要と認めたとき招集する。

2 会長は、諮問委員の現在数4分の1以上から会議の目的である事項を示して、諮問委員会の招集請求があったときには、その請求のあった日から30日以内に諮問委員会を招集しなければならない。

(定足数及び決議)

第6条 諮問委員会は、諮問委員総数の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催し議決することができない。

2 諮問委員会の議事は、出席した諮問委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第7条 諮問委員会に出席できない諮問委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席する諮問委員に表決権の行使を委任することができるものとする。この場合、当該出席できない諮問委員は出席したものとみなす。

(議事録)

第8条 諮問委員会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席した諮問委員1名以上がこれに署名又は記名押印するものとする。

(1) 会議の目的である事項、日時及び場所

(2) 諮問委員の総数及び出席者数

(3) 議事の経過の概要及び結果

3 前項の議事録は、主たる事務所に備え置かなければならない。

(報酬の支給)

第9条 諮問委員に対する報酬は、諮問委員会への出席の都度、別表1に基づき支給する。

2 報酬等は、法令に定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(交通費等の支給)

第10条 諮問委員会の出席に要する交通費等については、別表2に基づき支払うものとする。

附 則

この規程は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の認可の日から施行する。(平成29年6月29日)

附 則

この規程は、平成30年6月29日から施行する。

「別表 1」

諮問委員の謝金

謝金額	10,000円
-----	---------

「別表 2」

諮問委員の旅費等

新潟市内 (交通機関利用の場合に限る)	1,000円
新潟市以外	旅費規程に基づき算出した額の千円未満を 切り上げた額